1号機に係る原子力災害対策重点区域の概要

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 伊方発電所1号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却された発電用原子炉施設として原子力規制委員会が告示において定めている。
- この告示により、伊方発電所1号機に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、PAZなし、UPZ概ね5km圏内となり、具体的には、2号機及び3号機に係るPAZと同一の範囲としている。
- 1号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ（概ね5km圏内）の住民は屋内退避を実施。
- 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時20μSvを超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20μSvを超過している場合、UPZ内の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転等を実施。
- なお、他号機においても発災している場合には、他号機に係るPAZとしての防護措置を優先することとなる。

＜1号機における原子力災害対策重点区域＞

＜概ね5km圏内＞

UPZ（緊急防護措置を準備する区域）：Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ **事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域**

1町（伊方町）住民数：5,118人※

UPZ内地域	想定対象人数	在宅の避難行動要支援者
伊方町	5,118人	155人

※人口：平成30年4月1日現在

1号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要①

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 一時移転等実施区域の避難先及び避難手段については、2号機及び3号機に係るPAZとして避難を行う場合と同様。（避難先はP38、避難手段はP40、P41参照）
- 一時移転等の際の避難退域時検査場所については、2号機及び3号機に係るUPZの一時移転等に備え用意している避難退域時検査場所を活用する。
- 安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、住民は事前配布された安定ヨウ素剤を服用する。
- 事前配布を受けていない住民等については、備蓄場所から一時集結所に、伊方町職員が搬送の上、対象住民等に緊急配布を実施。

＜1号機におけるUPZの防護措置＞

放射線防護対策施設及び
安定ヨウ素剤緊急配布場所等

1号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要②

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 1号機に係るUPZ（概ね5km圏内）の学校・保育所は、施設敷地緊急事態で授業・保育を中止するとともに、児童等の保護者への引渡しを開始し、全面緊急事態に至っても引渡しができなかった場合は屋内退避を実施（具体的な手順はP126参照）。
- UPZ（概ね5km圏内）の社会福祉施設は、全面緊急事態で屋内退避を実施。放射性物質の放出後、一時移転の指示が出た場合、避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護施設で屋内退避を継続。避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ一時移転等を実施（詳細はP30参照）。
- 在宅の避難行動要支援者のうち支援者の同行により避難可能な者は、一時移転等の指示が出た場合、支援者と共に一時移転等を実施。避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設で屋内退避を実施（具体的な対象者数等は、P31参照）。
- 複合災害時において、一時移転等が必要な場合であっても、自然災害による差し迫った危険がある場合には、生命の安全確保の観点から、自然災害に対する避難行動等を優先する（詳細はP138、P139参照）。

1号機に係るUPZ内の学校・保育所

学校

学校名	人数		
	児童等	職員	合計
水ケ浦（みずがうら）小学校	22人	8人	30人
伊方（いかた）小学校	121人	12人	133人
九町（くちょう）小学校	58人	13人	71人
伊方（いかた）中学校	100人	20人	120人
合 計（4施設）	**301人**	**53人**	**354人**

保育所

保育所名	人数		
	児童	職員	合計
大浜（おおはま）保育所	13人	6人	19人
伊方（いかた）保育所	88人	15人	103人
九町（くちょう）保育所	25人	6人	31人
合 計（3施設）	**126人**	**27人**	**153人**

※児童等の人数については、平成30年11月1日現在。

1号機に係るUPZ内の社会福祉施設

施設名	施設種別	入所定員数
つわぶき荘（放射線防護対策施設）	介護老人福祉施設	55人
	軽費老人ホーム	30人
	短期入所生活介護	15人
		計100人

※在宅の避難行動要支援者（155人）のうち無理に避難すると健康リスクが高まる者（3人）は放射線防護対策施設で屋内退避を実施

9. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制

PAZ内及び予防避難エリア防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 愛媛県は、伊方町のほか、PAZ内の住民搬送を担うバス会社の運転手、医療機関・社会福祉施設・教育機関の施設管理者等向けの個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施中。
- 緊急時には、放射線防護資機材を運転手、避難誘導者に配布し、万一に備え避難搬送時に携帯。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的に実施。

備蓄拠点	対象施設数
伊方町役場	3
医療機関・社会福祉施設	7
小中高等学校・保育所	16
放射線防護施設(※)	3
合　計	29

（※） 学校、医療機関、社会福祉施設を除く

UPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 愛媛県では、UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、緊急時に設置する一時集結拠点で原則放射線防護資機材を配布（UPZ内の輸送事業者等には個別に配布）。
- 山口県では、放射線防護資機材備蓄拠点である上関町役場（かみのせきちょう）において配布を実施。
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。

放射線防護資機材
備蓄拠点
（愛媛県庁）

↓ 搬送

一時集結拠点（資機材）〈3拠点〉
（しおさい公園、龍王公園、三間町運動公園）

放射線防護資機材
備蓄拠点
兼
一時集結拠点
（上関町役場）

UPZ内に
輸送事業者が
所在する場合

↓ 搬送

UPZ内
輸送事業者等

↓ 携行

UPZ外に
輸送事業者が
所在する場合

↓ 携行

住民搬送実施

原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時における事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源（要員・資機材等）を最大限供給し支援する。

原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

【協定事業者】
北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、
中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】
原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、
原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】
原子力災害時の周辺地域の環境放射線ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置　等

主な備蓄資機材

資機材	数量
ｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ（GM管）	360台
個人線量計	1,000個
全面ﾏｽｸ	1,000個
ﾀｲﾍﾞｯｸｽｰﾂ	30,000着

ｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ（GM管）

全面ﾏｽｸ

ﾀｲﾍﾞｯｸｽｰﾂ

原子力事業者によるｸﾘｰﾝｴｱﾄﾞｰﾑの配備

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 四国電力では、原子力災害時における避難計画の実効性をより一層高めるために、予防避難エリアの一時集結所（3箇所）に、放射性物質防護機能を備えたｸﾘｰﾝｴｱﾄﾞｰﾑを配備。
- 原子力災害時の設営・運用、定期的な保守管理や設営訓練等は、四国電力（ｸﾞﾙｰﾌﾟ会社を含む）が実施。

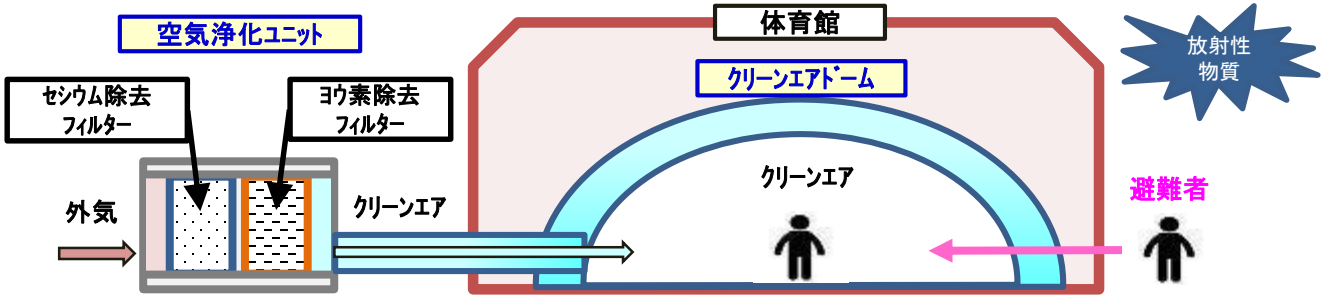

配備個所	基数	収容人数
瀬戸（せと）総合体育館	3基	約250人
三崎（みさき）総合体育館	3基	約250人
三崎（みさき）小中学校体育館	2基	約100人
合　計	8基	約600人

愛媛県及び山口県の関係市町における行政備蓄

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 緊急時に備え、県及び関係市町では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、県が調整を行い、それぞれの県内の全市町村より備蓄した食料及び生活物資等を融通する体制を整備。

避難元市町の生活物資の備蓄状況

備蓄物資種類	愛媛県関係市町								山口県関係市町	
	愛媛県	伊方町（いかたちょう）	八幡浜市（やわたはまし）	大洲市（おおずし）	西予市（せいよし）	宇和島市（うわじまし）	伊予市（いよし）	内子町（うちこちょう）	山口県	上関町（かみのせきちょう）
乾パン（缶）	—	10,800	2,232	3,000	—	1,632	1,584	220	—	—
アルファ米等（食）	8,000	21,000	17,096	9,000	7,050	29,652	30,980	2,100	—	300
飲料水（リットル）	—	21,250	9,198	12,000	13,308	123,463	46,716	3,100	—	300
毛布（枚）	5,330	2,000	1,000	1,198	13,278	9,278	600	600	4,691	40
簡易トイレ（セット）	50	50	130	480	362	436	42	12	—	600※3

※1 上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市町では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。
※2 上記の数量は、現段階で地方公共団体が把握している暫定値。
※3 上関町（かみのせきちょう）が備蓄する簡易トイレは、使い捨てタイプ。

愛媛県及び山口県における行政備蓄

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 関係市町及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、愛媛県及び山口県は、「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

愛媛県

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資の供給に関する協定等	災害発生時における応急生活物資の供給等	(株)ひめﾗｲｽ、(株)あいしょく、(株)四国ｼｷｼﾏﾊﾟﾝ、四国ｺｶ･ｺｰﾗﾎﾞﾄﾘﾝｸﾞ(株)、大塚食品(株)、(株)光藤、(一社)愛媛県生活衛生同業組合連合会、愛媛県ﾊﾟﾝ協同組合、全日本ﾊﾟﾝ協同組合連合会中四国ﾌﾞﾛｯｸ、四国乳業(株)、(株)伊予鉄高島屋、(株)三越松山店、(株)ﾌｼﾞ、ﾀﾞｲｷ(株)、NPO法人ｺﾒﾘ災害対策ｾﾝﾀｰ、愛媛県生活協同組合連合会、(株)ﾛｰｿﾝ、(株)ﾌｧﾐﾘﾏｰﾄ、ｲｵﾝﾘﾃｰﾙ(株)、(株)ｾﾌﾞﾝｲﾚﾌﾞﾝ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ、西日本段ﾎﾞｰﾙ工業組合、（公社）愛媛県紙ﾊﾟﾙﾌﾟ工業会、(株)ﾏﾙﾖｼｾﾝﾀｰ、（一社）愛媛県ｶﾞｽLP協会
災害時等における自動車等の燃料の調達に関する協定	公用車等災害対策に必要な自動車等の燃料の優先的な供給	愛媛県石油商業組合
災害時の物資等の輸送に関する協定	災害救助に必要な生活必需品等の輸送	(一社)愛媛県ﾄﾗｯｸ協会、赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合、愛媛内航海運組合連合会

山口県

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書等	災害時における応急対策物資供給等	山口農協直販(株)、山口県ﾊﾟﾝ工業協同組合、山口県乳業協同組合、生活協同組合ｺｰﾌﾟやまぐち、(株)下関大丸、ﾏｯｸｽﾊﾞﾘｭ西日本(株)、(株)丸久、(公財)山口県学校給食会、(株)ｾﾌﾞﾝｲﾚﾌﾞﾝｼﾞｬﾊﾟﾝ、(株)ﾛｰｿﾝ、(株)ｲｽﾞﾐ、(株)ﾅﾌｺ、(株)ｼﾞｭﾝﾃﾝﾄﾞｰ、NPO法人ｺﾒﾘ災害対策ｾﾝﾀｰ、(株)ﾌｧﾐﾘﾏｰﾄ、(株)ﾌｼﾞ、(株)伊藤園、日本果実工業(株)、(一社)山口県LPｶﾞｽ協会、大塚製薬(株)、ｲｵﾝﾘﾃｰﾙ(株)中四国ｶﾝﾊﾟﾆｰ
災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等支援に関する協定	災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等への支援	山口県石油商業組合
災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定書	物資等の緊急・救援輸送	(一社)山口県ﾄﾗｯｸ協会

PAZ内及び予防避難エリア避難時の物資備蓄・供給体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- PAZ内及び予防避難エリアからの避難住民約9,500人の受入れ時には、愛媛県と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、日本赤十字社愛媛県支部に備蓄された物資（生活用品等）を、愛媛県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 愛媛県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、愛媛県から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。

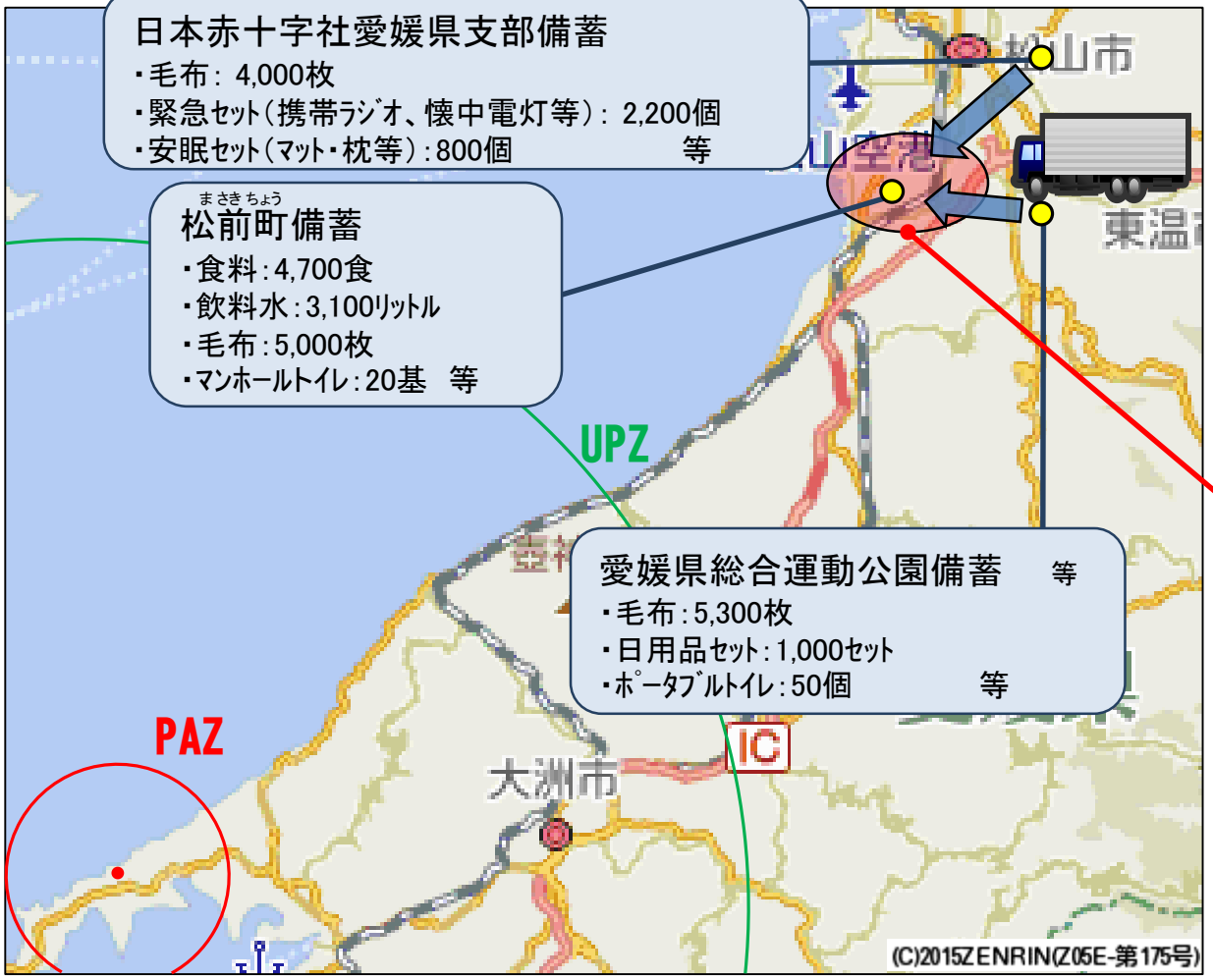

PAZ・予防避難エリア住民避難先

種類	施設名	避難受入人数
広域避難所	松前（まさき）公園体育館	997人
	松前（まさき）小学校	1,469人
	松前（まさき）中学校	1,422人
	北伊予（きたいよ）小学校	948人
	北伊予（きたいよ）中学校	826人
	岡田（おかだ）小学校	1,073人
	岡田（おかだ）中学校	1,073人
	県立伊予（いよ）高校	949人
	松前町（まさきちょう）国体記念ホッケー公園	273人
	松前（まさき）総合文化センター	541人
	東公民館	430人
	西公民館	383人
	北公民館	374人
合 計		10,758人

※物資備蓄数は概数

物資集積拠点・一時集結拠点（物資）

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 物資供給の迅速性を高めるため、公的施設や民間の倉庫等を活用し、国からの物資を集積する物資集積拠点を設定。物資集積拠点で、地域のﾆｰｽﾞ等を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先や一時集結拠点に輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点から搬送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のﾆｰｽﾞ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点・一時集結拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。
- 物流専門家の派遣について協定事業者に要請し、より効率的に物資を供給。

物資集積拠点〈7拠点〉

（アイテムえひめ（愛媛県国際貿易センター）、愛媛県総合運動公園、生涯学習センター・えひめ青少年ふれあいセンター、宇和島市総合交流拠点施設（道の駅みま）、周南緑地、山口県消防学校及び大分スポーツ公園）

- 避難・屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
- ボランティア団体等による食料・物資の集積
- オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
- 追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
- 避難住民への食料・物資の供給
- 災害関係情報（道路情報、緊急時モニタリング情報）
- 公的施設のスペースが不足する場合等は民間施設を活用

一時集結拠点（物資）〈5拠点〉

（しもなだ体育館、五十崎体育館、JA南味楽共選場、上関惣津空地、室津竹の浦空地）

- 屋内退避住民への食料・物資の供給
- 緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資 機材の供給
- 地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請
- 原子力災害対策重点地域への入域に必要な情報提供等
- 災害関係情報（道路情報、緊急時モニタリング情報）　等

物流専門家の派遣

- 協定事業者から災害対策本部や物資集積拠点に派遣
- 物資の保管や、荷さばき等に対する助言・指導

国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 関係県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、関係県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。
- 民間事業者が搬送を行う場合には、関係県は、民間事業者の安全確保の観点から必要な情報や線量計・防護服等を提供する。

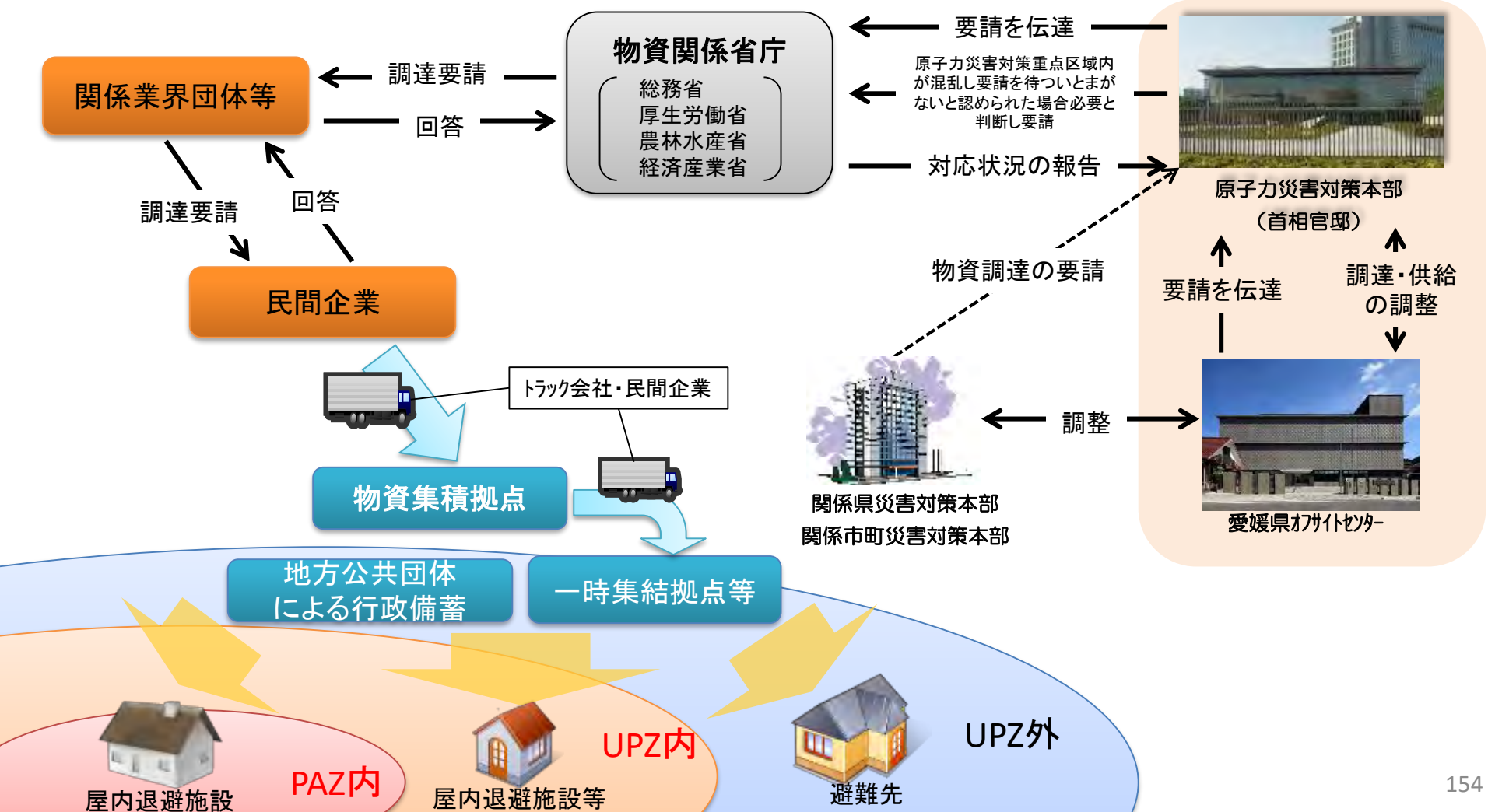

国による物資（燃料）の供給体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 関係県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、関係県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。
- 民間事業者が搬送を行う場合には、関係県は、民間事業者の安全確保の観点から必要な情報や線量計・防護服等を提供する。

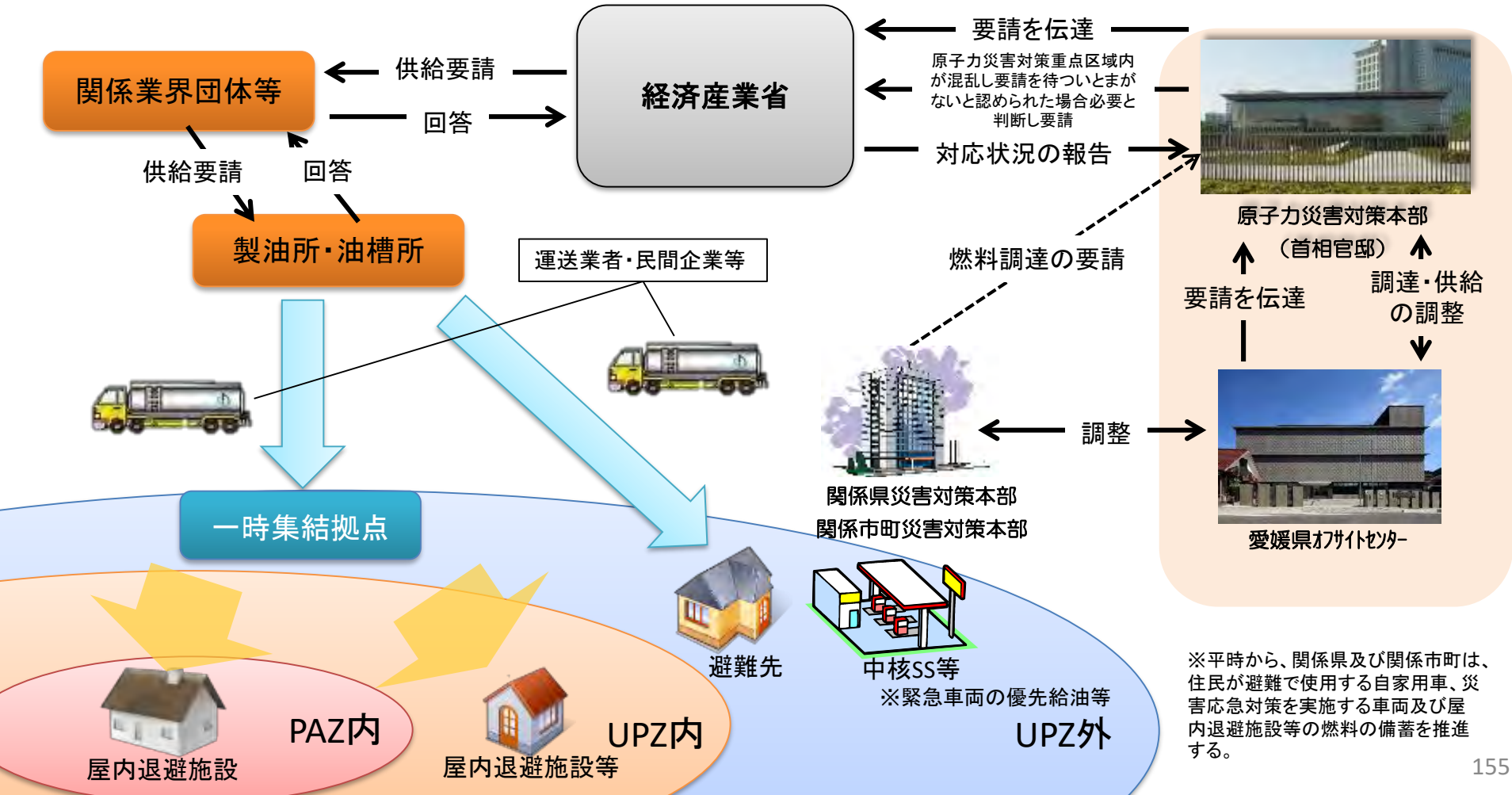

※平時から、関係県及び関係市町は、住民が避難で使用する自家用車、災害応急対策を実施する車両及び屋内退避施設等の燃料の備蓄を推進する。

主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

➢ 被災者の生活の維持のために必要な物資（食料等の生活用品等）の調達・供給は、防災基本計画 第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク　等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会　等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰　等	各種食品産業関係団体　等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレットペーパー、毛布　等	什器・備品レンタル協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合　等
燃料（石油・石油ガス等）		ガソリン、軽油　等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）　等

貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機）を備蓄

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P154、P155の体制に基づき実施

10. 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの実施体制

緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ（EMC）を設置する。
- 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰの体制について、ｾﾝﾀｰ長、企画調整ｸﾞﾙｰﾌﾟ及び情報収集管理ｸﾞﾙｰﾌﾟを愛媛県ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰに、測定分析担当は、それぞれの県の拠点に設置する。UPZ外の緊急時モニタリング実施が求められる場合には、国の要員が中心となり。原子力事業者と協力して対応に当たる。
- 伊方原子力規制事務所に職員を配置し、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ体制を強化。

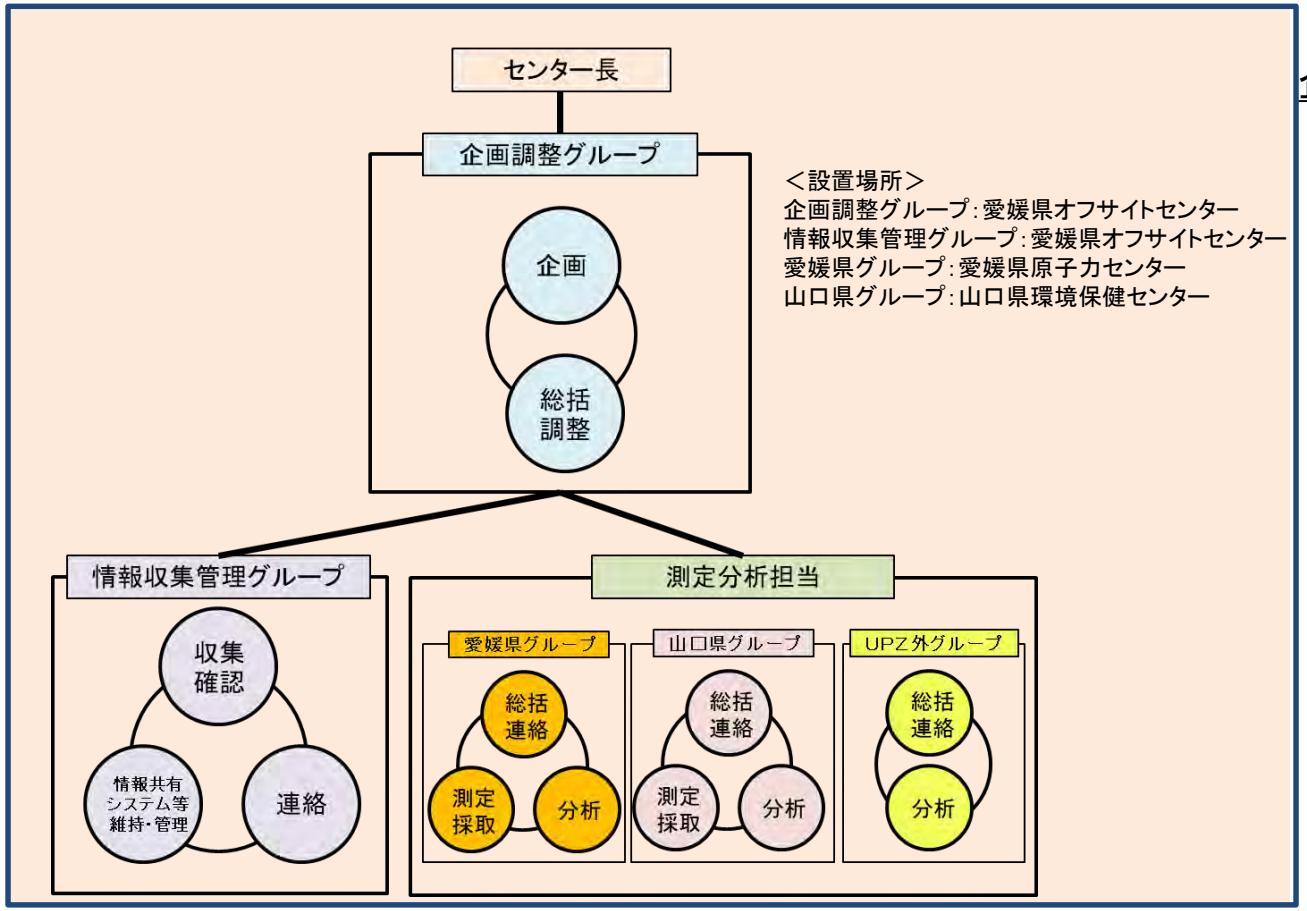

企画調整ｸﾞﾙｰﾌﾟ

緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの企画調整を担い、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理ｸﾞﾙｰﾌﾟ

中央との情報共有ｼｽﾃﾑを維持・管理するとともに、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾃﾞｰﾀの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞを実施する。

伊方地域の放射線モニタリング体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 伊方発電所周辺の愛媛県及び山口県の8市町（愛媛県7市町、山口県1町）に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点101地点（愛媛県100地点、山口県1地点）を設定し、このうちUPZ内65局（予防避難エリアを除く）及びPAZ内2局（愛媛県2局）で防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- このほか、国の測定局においても空間放射線量率を測定。

愛媛県における放射線ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ等
  - ・ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｽﾃｰｼｮﾝ（1局）及びﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ（19局）で、発電所周辺地域の空間放射線量率、放射性物質濃度を測定
    ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
  - ・電子線量計(58台)で、空間放射線量率を測定
  - ・万一、ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ等が使えなくなった場合に備え、可搬型ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ（10台）を整備
- ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰ等
  - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰ等を配備
- 大気モニタ（22台）・ヨウ素サンプラ（7台）
  - ・大気中放射性物質濃度を測定するための機器を整備

ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｽﾃｰｼｮﾝ【1局】、ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ【19局】
（非常用電源装備）

ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ・ﾀﾞｽﾄｻﾝﾌﾟﾗ
（可搬型）

電子線量計【58台】

ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰ【1台】

大気モニタ（22台）及びヨウ素サンプラ（7台）

放射線測定通信端末

山口県における放射線ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ体制

➢ ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｽﾃｰｼｮﾝ
- UPZ内に含まれる八島（やしま）にﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｽﾃｰｼｮﾝが設置されており、空間放射線量率等を測定
  ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- 万一、ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｽﾃｰｼｮﾝが使えなくなった場合に備え、可搬型ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ（1台）を配備

ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｽﾃｰｼｮﾝ【1局】

非常用電源装備（ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｽﾃｰｼｮﾝ）

可搬型ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ【1台】

NaI（Tl）ｼﾝﾁﾚｰｼｮﾝ式ｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ

電離箱式ｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ

GM管式ｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ

緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ結果の共有及び公表

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果は、緊急時放射線ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ情報共有・公表ｼｽﾃﾑにより集約、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞにより公表。

＜各種ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ情報＞

ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｽﾃｰｼｮﾝ・ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ

可搬型ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ

電子線量計

ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰ

テレメータ等

測定結果の集約

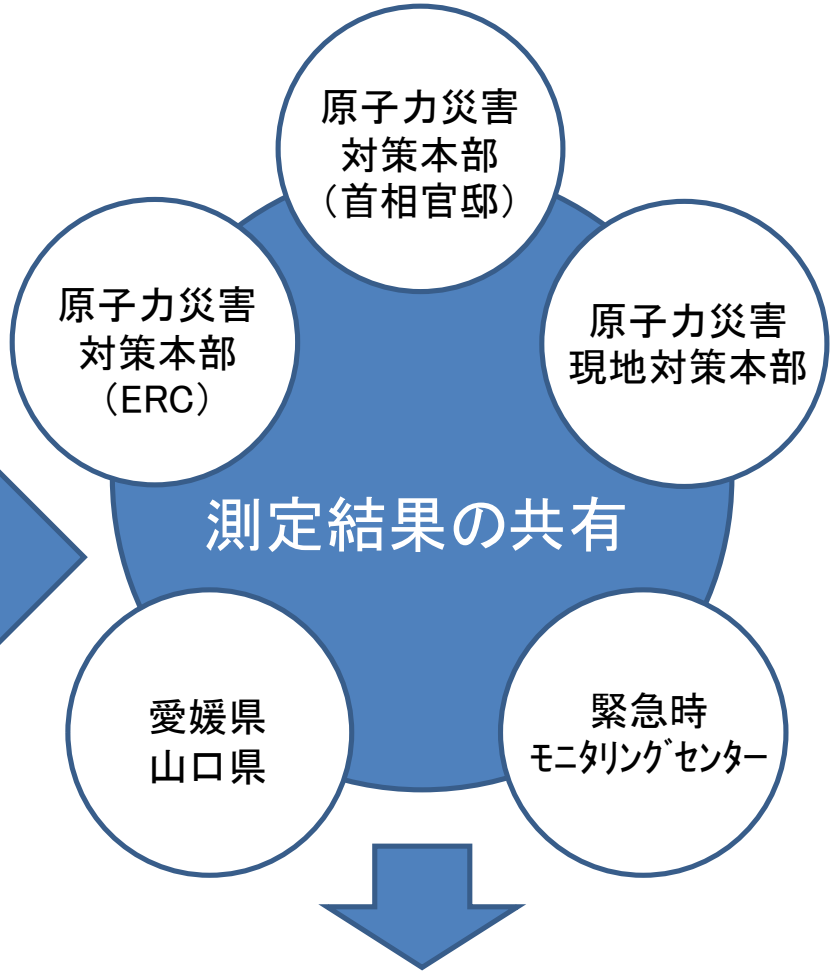

測定結果を原子力規制委員会HPで公表

緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ実施計画

- 愛媛県及び山口県では、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ計画を参照して緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ実施計画を定める。同実施計画は、事態の進展に応じて、随時改定を行う。

山口県緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ計画

平成30年7月

山口県

愛媛県緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ計画

平成30年4月

愛媛県

参照の上、策定及び改定

＜緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ計画＞

緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ実施計画（例）

【記載する項目の例】
＜実施項目＞
例）
○空間放射線量率の監視強化
○必要に応じた可搬型ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄの設置
○ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰによる測定の実施
○大気中放射性物質濃度の測定
○環境試料中の放射性物質濃度の測定　等

＜実施主体＞
例）
○国
○愛媛県、山口県
○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　　等

＜報告＞

＜注意事項＞

【その他添付資料等の例】
測定項目一覧

緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞに係る動員計画

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

＜概要＞

原子力災害対策指針においては、緊急時のﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整ﾌﾟﾛｾｽ

等について規定。

関係機関の保有資機材数

（平成30年度調査による。愛媛県・山口県・四国電力を除く。）

	要員（人）	可搬型ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ（台）	ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰ（台）
国	13	35	6
道府県	910	317	38
原子力事業者	615	63	34
関係指定公共機関等	99	6	2

※ 各資機材については保有数を記載。

伊方地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、愛媛県及び山口県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を対応付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

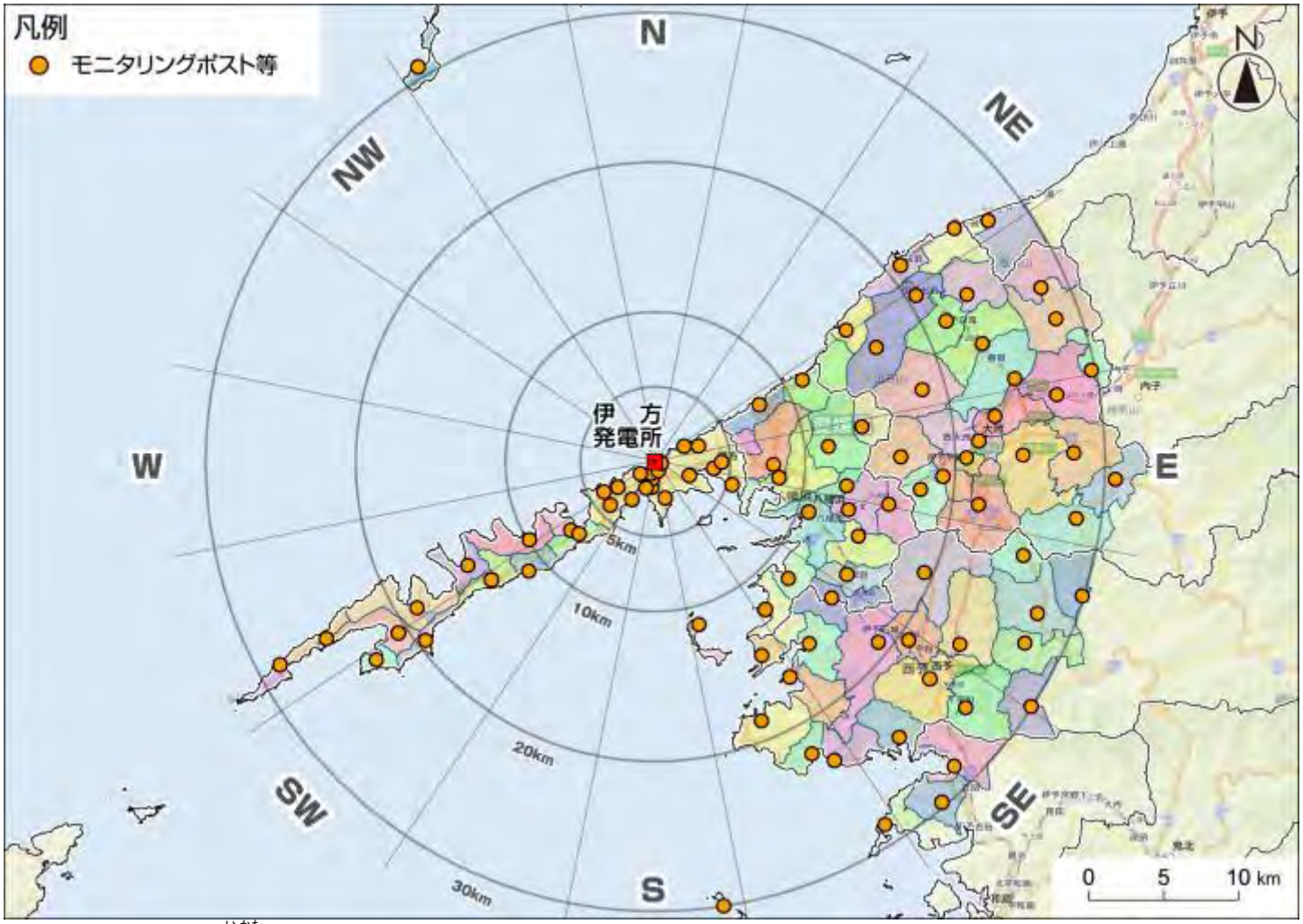

図　伊方地域における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施範囲

四国電力による緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ

- ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ等
  - ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｽﾃｰｼｮﾝ（1局）及びﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ（4局）で、発電所敷地境界付近の放射線量を測定
  - ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｽﾃｰｼｮﾝ(1局)で、発電所敷地境界付近の放射性物質濃度を測定
    ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線を強化する
  - 更に、発電所周辺のﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ（16局）で、発電所周辺の放射線量を測定
  - 万一、ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ等が使えなくなった場合に備え、可搬型代替ﾓﾆﾀを別途配備（5台）
- 可搬型ﾓﾆﾀ
  - 施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型ﾓﾆﾀ（4台）を設置して、発電所敷地境界付近のﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ等とあわせて原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量を測定
- ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰ及びｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ等を搭載した車両
  - 緊急時においてﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞできるよう、ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰ及びｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ等を搭載した車両を配備

ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｽﾃｰｼｮﾝ【1局】、ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ【20局】

可搬型代替ﾓﾆﾀ 【5台】、可搬型ﾓﾆﾀ【4台】
（無線による通信機能付）

ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰ【2台】

ｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ等を搭載した車両【3台】

（ｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ）

（可搬型ﾀﾞｽﾄｻﾝﾌﾟﾗ）

車両に搭載するｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ等の例

愛媛県によるｽﾏｰﾄﾌｫﾝを用いたﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ情報の伝達

- 愛媛県では、愛媛県原子力情報ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載している環境放射線ﾃﾞｰﾀを、ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ用ｱﾌﾟﾘを活用してﾘｱﾙﾀｲﾑで住民へ伝達。
- GPS機能を活用し、伊方(いかた)発電所からの距離・方位を取得するとともに利用者の最寄りのﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｽﾃｰｼｮﾝ及びﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄを抽出することが可能。

ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ情報

ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ用ｱﾌﾟﾘ

※1：測定線量により、各ﾎﾟｲﾝﾄの色が変化。ﾏｯﾌﾟは拡大・縮小が可能。
※2：山口県や大分県等、周辺県の環境放射線ﾃﾞｰﾀ測定結果についても表示可能。
※3：上記図は、ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ用ｱﾌﾟﾘ画面のｲﾒｰｼﾞ図。
※4：電子線量計の測定結果については、緊急時に、緊急時放射線ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ情報共有・公表ｼｽﾃﾑにおいて公開。

11. 原子力災害時の医療の実施体制
（安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む）

PAZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 愛媛県及び伊方町では、平成26年度からPAZ住民を対象に安定ヨウ素剤の事前配布を実施。
- 平成30年11月19日現在、約3,500人に配布しており、引き続き、月1回の定期説明会（九町診療所）や町の相談窓口・保健センターを通じて、事前配布率の向上を図る。

地　域	住民数（3歳以上の住民を対象）	配布者数
伊方 瀬戸（足成、佐市）	5,008人	3,520人

※数値はPAZの数値

＜安定ヨウ素剤 事前配布会＞

医師、県及び伊方町職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期などについて説明して配布。

避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、愛媛県は計43箇所の施設に合計約800,000丸の丸剤と8,000gの粉末剤並びにゼリー状安定ヨウ素剤9,000包を、山口県は計2箇所の施設に合計2,000丸の丸剤並びにゼリー状安定ヨウ素剤260包を備蓄。
- 緊急配布は、愛媛県は備蓄場所より一時集結所等（計74箇所）に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を、山口県は備蓄場所より救護所等に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。

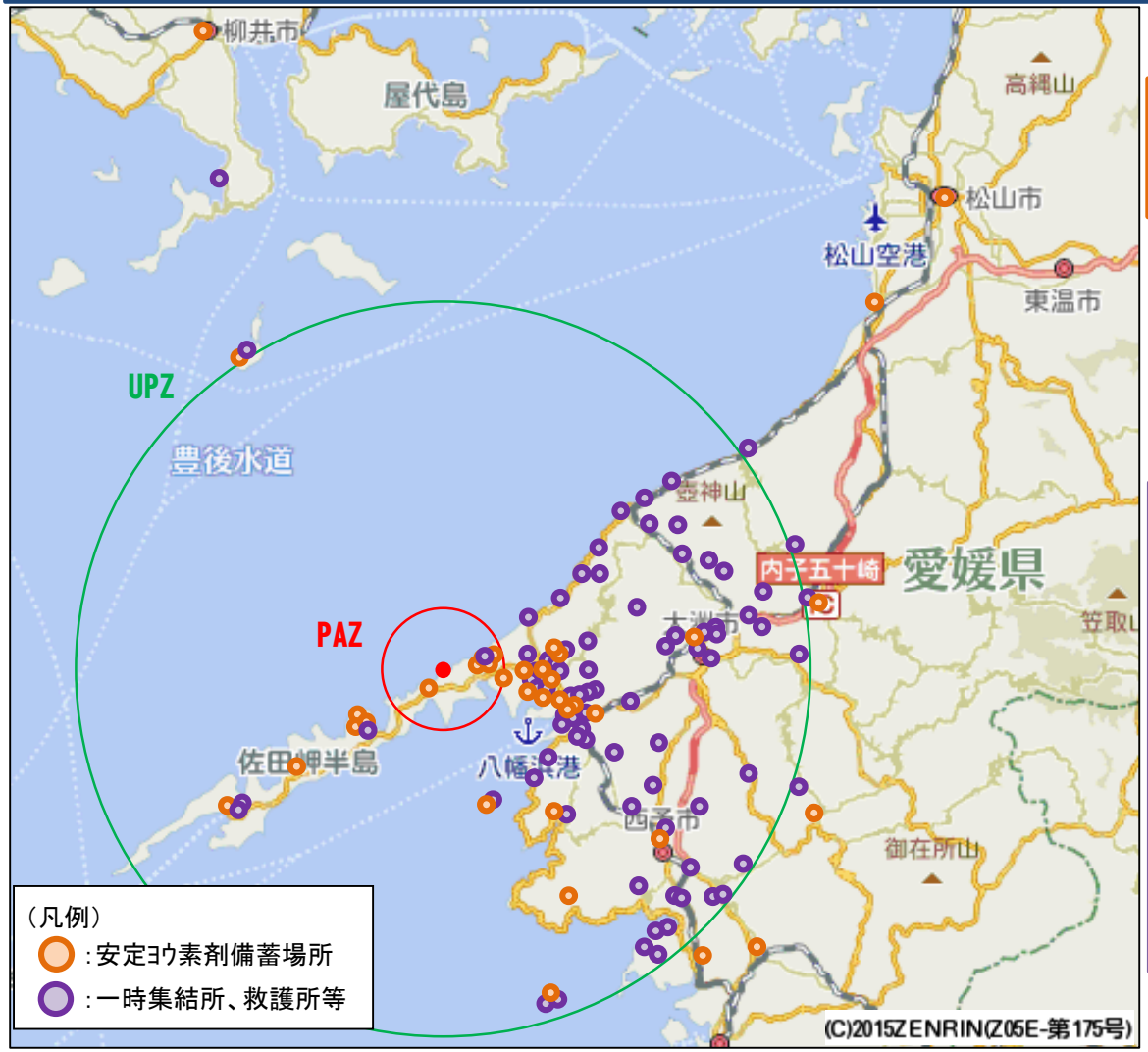

安定ヨウ素剤備蓄場所

愛媛県：43箇所

山口県：2箇所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集結所等（計74箇所）
伊方町：4箇所
八幡浜市：31箇所
大洲市：23箇所
西予市：11箇所
宇和島市：3箇所
伊予市：1箇所
内子町：1箇所

救護所等（計2箇所）
上関町：2箇所

※：安定ヨウ素剤備蓄場所と一時集結所、救護所等が一部で同施設内に存在

国による安定ヨウ素剤の確保体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 国は、UPZ内外において安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのﾌﾞﾛｯｸ（北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州）に分け、5か所の安定ヨウ素剤集積所に丸剤200万丸の備蓄を実施。平成31年度までに乳幼児向けｾﾞﾘｰ状安定ヨウ素剤15万包の備蓄を実施。
- 緊急配布場所への輸送は、中国・四国ﾌﾞﾛｯｸの安定ヨウ素剤集積所から24時間以内、隣接ﾌﾞﾛｯｸの安定ヨウ素剤集積所から3日以内、その他ﾌﾞﾛｯｸの安定ヨウ素剤集積所から7日以内に完了する体制。
- さらに、不足の場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。

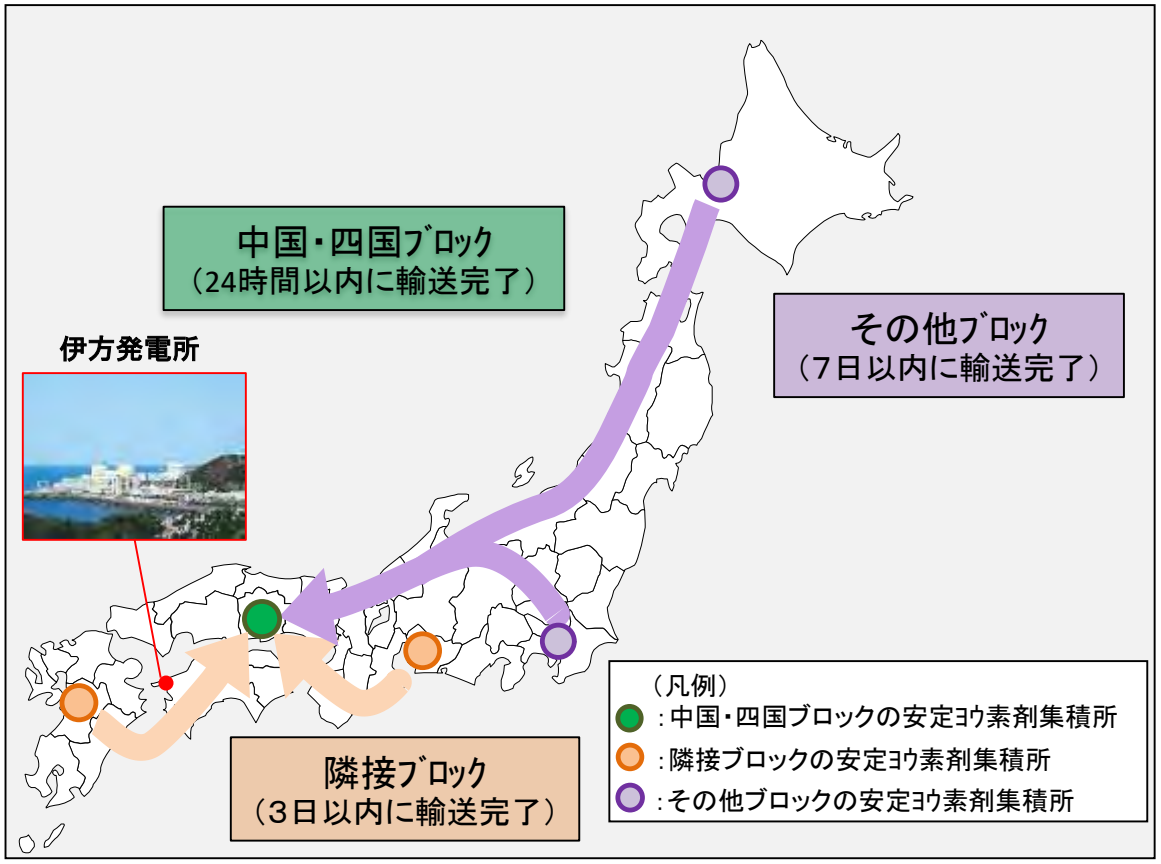

愛媛県ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ

指示

安定ヨウ素剤集積所

輸送

UPZ内外の安定ヨウ素剤
緊急配布場所

愛媛県及び山口県の避難退域時検査場所の候補地

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 愛媛県及び山口県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口等を考慮し、避難元市町と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。

検査場所通過する避難元市町

愛媛県（12箇所）

検査場所	避難元市町
三崎港※1	伊方町※2
観光交流施設 佐田岬はなはな※1	
しもなだ運動公園	伊方町※2、八幡浜市、大洲市、伊予市
内子町役場内子分庁舎	大洲市、西予市、八幡浜市、内子町、伊予市
新谷公民館	大洲市
菅田公民館	
大成ふれあい広場	大洲市
清流の里ひじかわ	八幡浜市、西予市
野村ダム駐車場・ほわいとファーム	
コスモスホール三間	宇和島市
内子PA	八幡浜市、大洲市、内子町
伊予灘SA	

※1:「三崎港」、「観光交流施設佐田岬はなはな」は、三崎港から海路避難を実施する際に使用
※2:伊方町は、PAZ及び予防避難エリアに位置するが、放射性物質放出後に避難を実施した住民は、当該検査の対象

山口県（1箇所）

検査場所	避難元市町
上関町総合文化センター	上関町

避難退域時検査場所の運営体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 避難退域時検査場所は、愛媛県、山口県及び原子力事業者が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、500人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制（例）

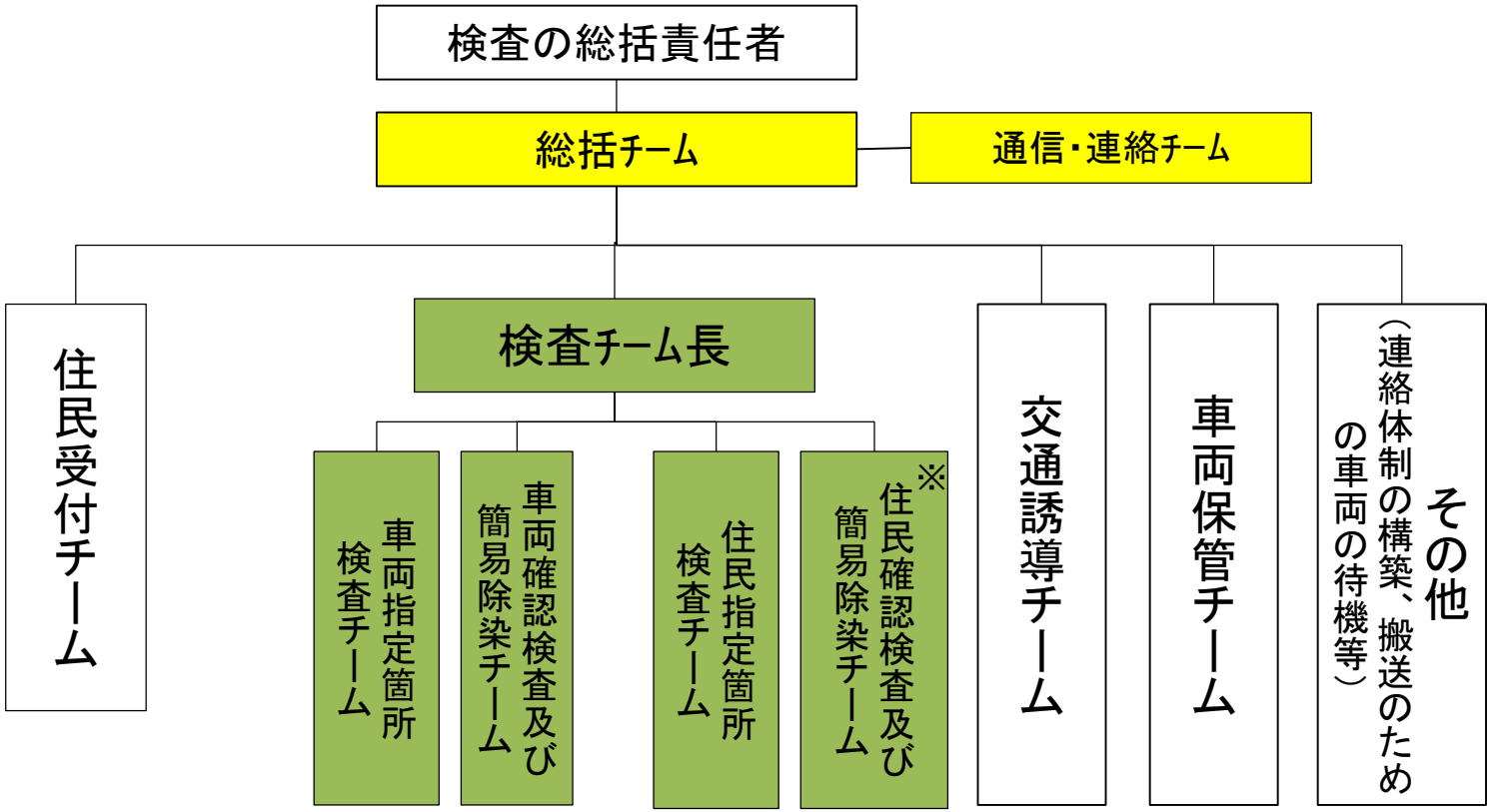

※携行物品検査を含む

避難退域時検査場所における活動基本フロー

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。

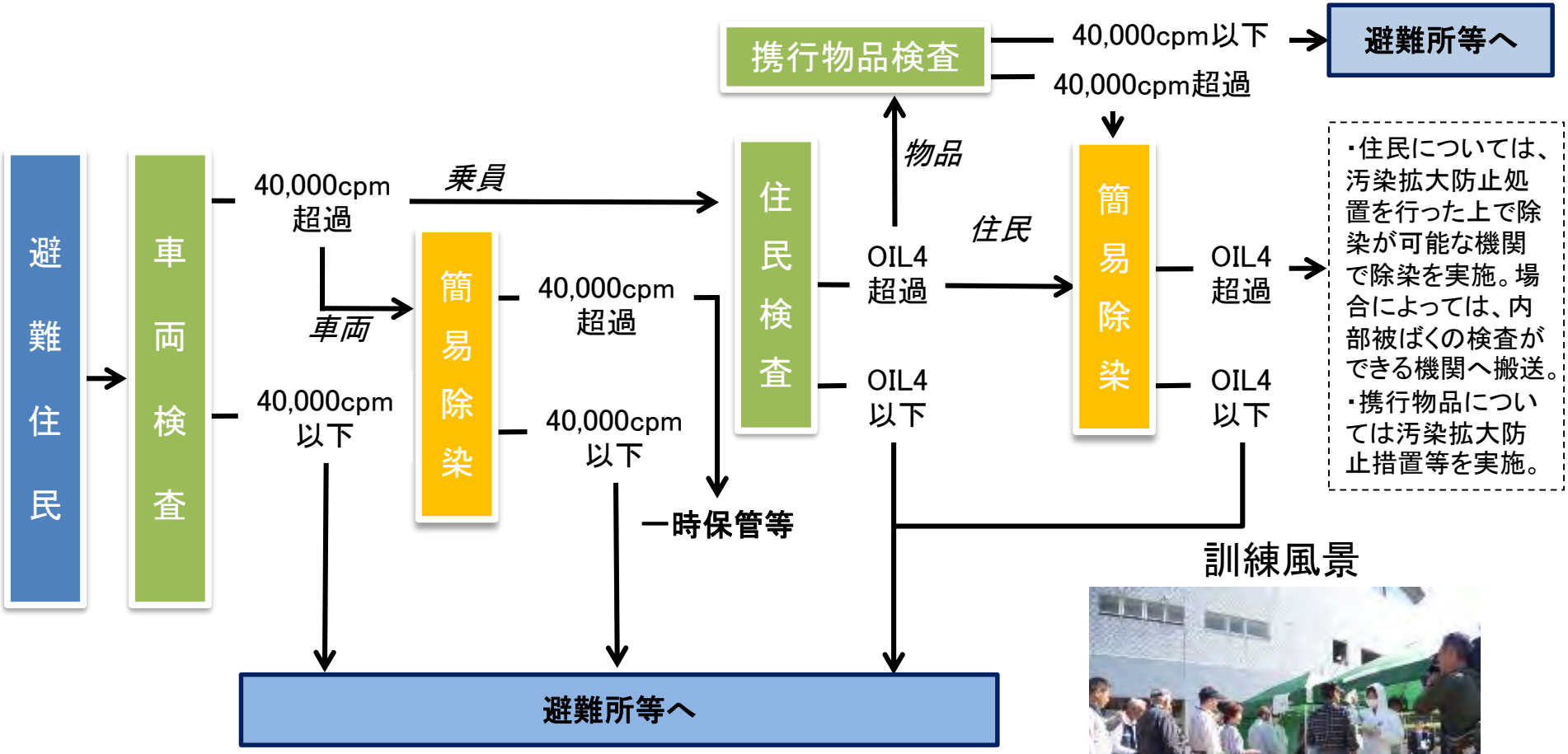

訓練風景

※避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理

※車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、被ばく医療に関する相談への指導・助言も実施。

愛媛県
オフサイトセンター

（いずれの車両も衛星通信回線を装備）

支　援　車
現場指揮、
資機材・人員搬送

検査測定車
ﾐﾆﾗﾎﾞ付き、線量評価測定

大型救急車
患者搬送

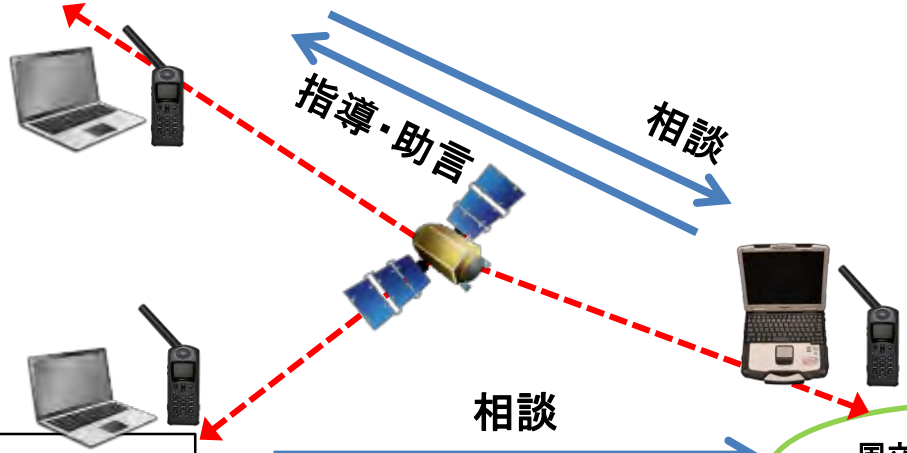

2011.03　東京電力（株）福島第一発電所の事故時におけるOFC（大熊町）での活動

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修ｾﾝﾀｰ（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- また、ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰや緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ等へ専門家を派遣するとともに航空機ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞを支援。

放射線防護資機材（80台）

移動式体表面測定車（2台）

資機材運搬車（2台）

移動式全身測定車（2台）

※2011．3東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故時における国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動

作業員の内部被ばく測定

緊急被ばく医療のための受入体制構築

緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ

原子力災害時における医療体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。

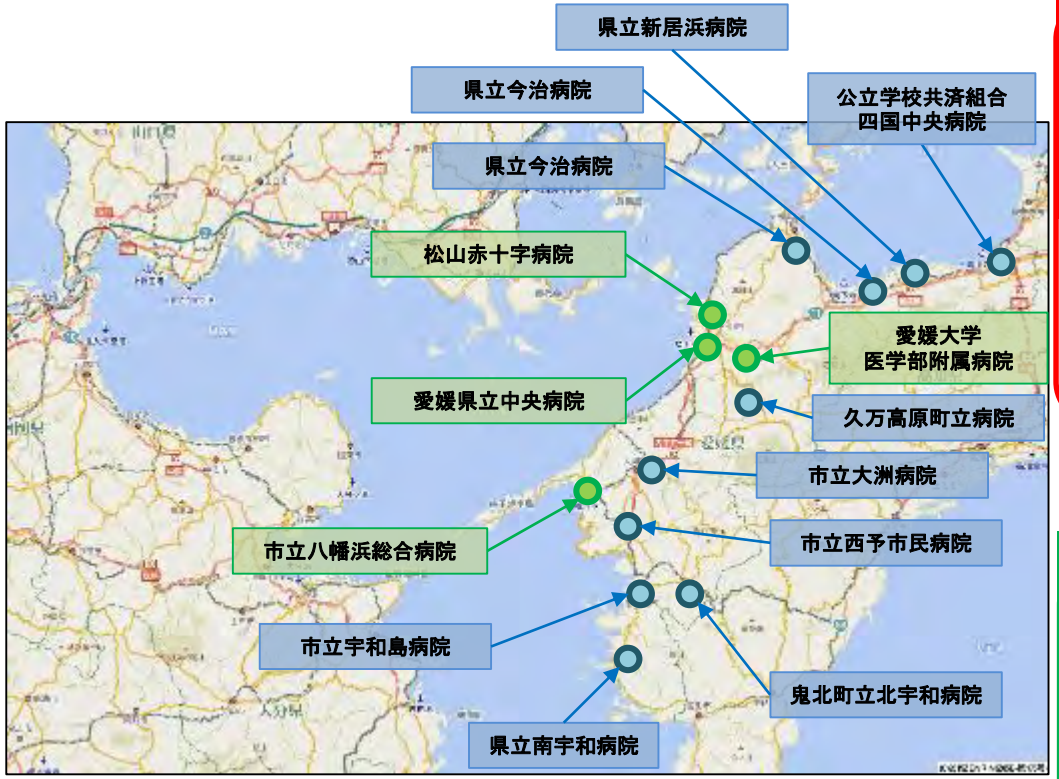

※平成31年2月時点

（凡例）
- :原子力災害拠点病院
- :原子力災害医療協力機関（医療機関のみ）

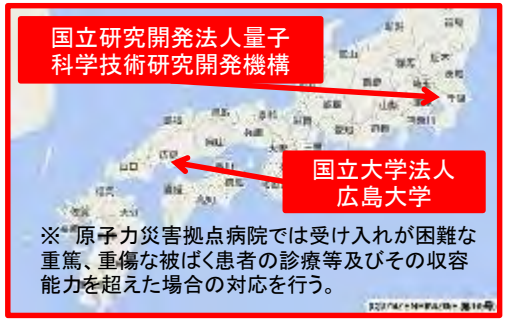

※原子力災害拠点病院では受け入れが困難な重篤、重傷な被ばく患者の診療等及びその収容能力を超えた場合の対応を行う。

高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター　※国が指定

【国立大学法人広島大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

支　援

原子力災害拠点病院　※県が指定

4医療機関（愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院、愛媛県立中央病院、市立八幡浜総合病院）

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協　力

原子力災害医療協力機関　※県が登録

10医療機関・7団体

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

12. 国の実動組織の支援体制

伊方地域周辺の主な実動組織の所在状況

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 不測の事態の場合は、愛媛県、山口県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。

※伊方地域関係県、関係市町の地域防災計画を元に策定

実動組織の広域支援体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、愛媛県、山口県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター（実動対処班）において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による支援を実施。

全国の実動組織による支援

警察災害派遣隊
全国の都道府県警察による支援

緊急消防援助隊
全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

巡視船艇・航空機の派遣
全国の管区海上保安本部による支援

災害派遣・原子力災害派遣
全国の陸・海・空の自衛隊による支援

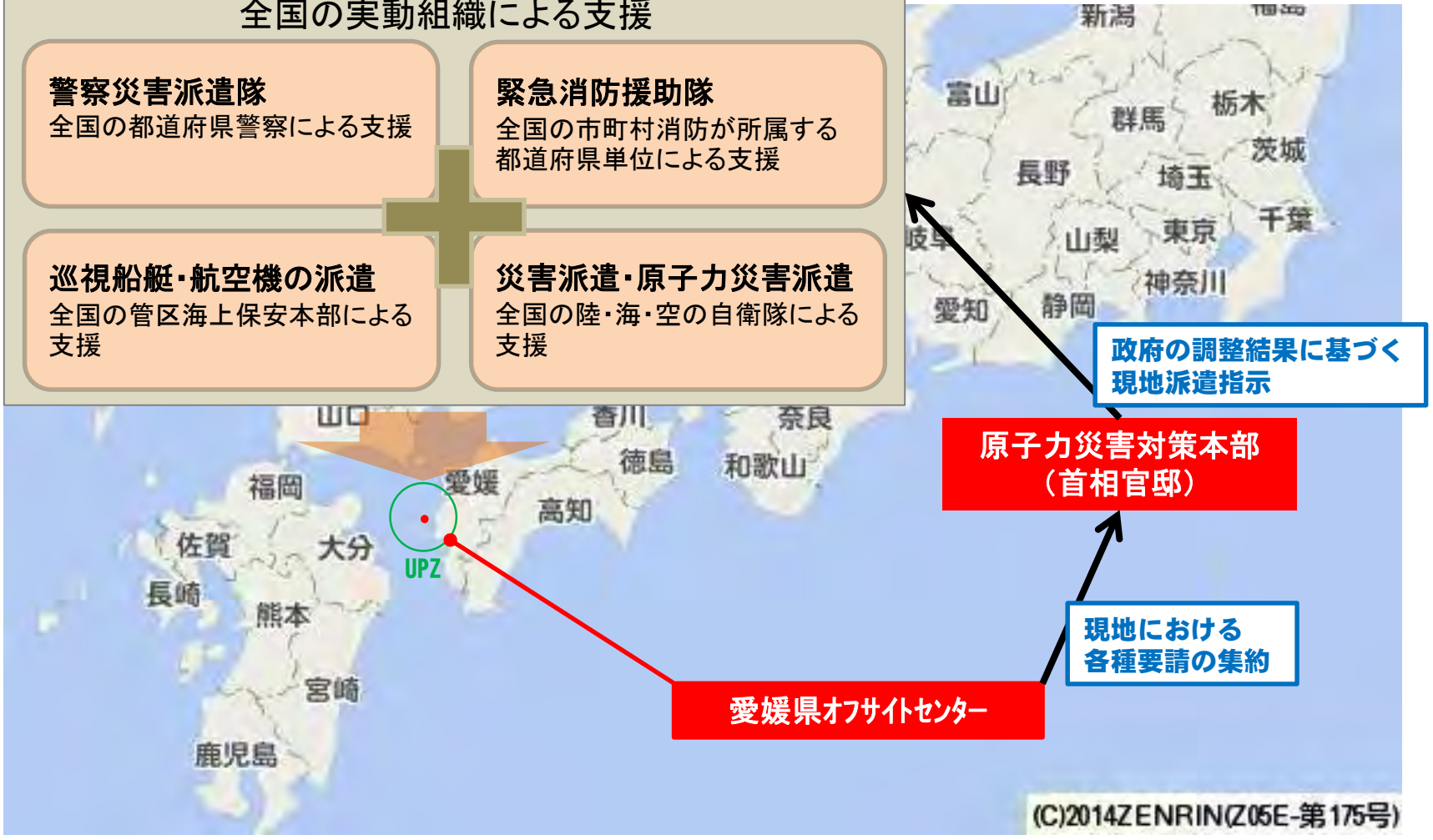

施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 施設敷地緊急事態の時点でPAZ内及び予防避難エリアの施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施
→ 不測の事態における愛媛県、山口県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が連携のうえ、迅速な対応体制を構築

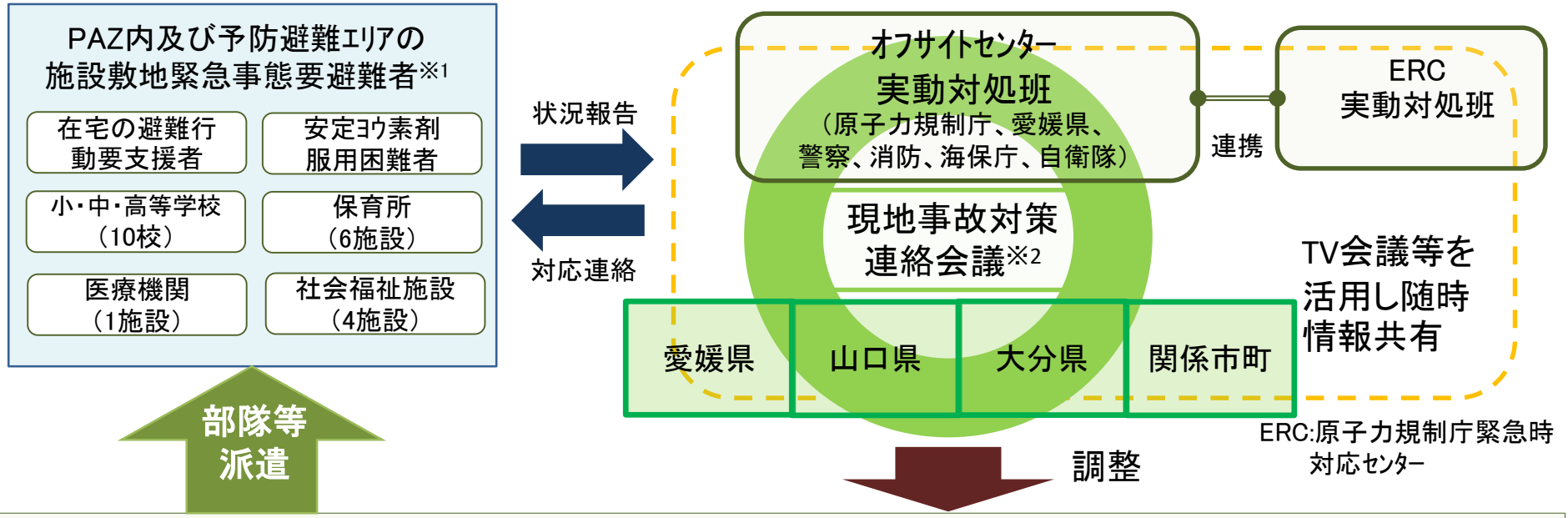

＜警察＞
愛媛県警察
山口県警察
四国管区警察局
中国管区警察局

＜消防＞
八幡浜地区施設事務組合消防本部
その他関係市町管轄消防機関

＜海保庁＞
松山海上保安部
徳山海上保安部
今治海上保安部
宇和島海上保安部
第六管区海上保安本部

＜自衛隊＞
陸上自衛隊中部方面隊
海上自衛隊呉地方総監部
航空自衛隊西部航空方面隊

※1 全面緊急事態においては、PAZ内及び予防避難エリアの一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等を対象
※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、愛媛県、山口県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施（放射性物質の放出量が少ないケースについては、無理な避難を行わず、自宅等への屋内退避も活用）。

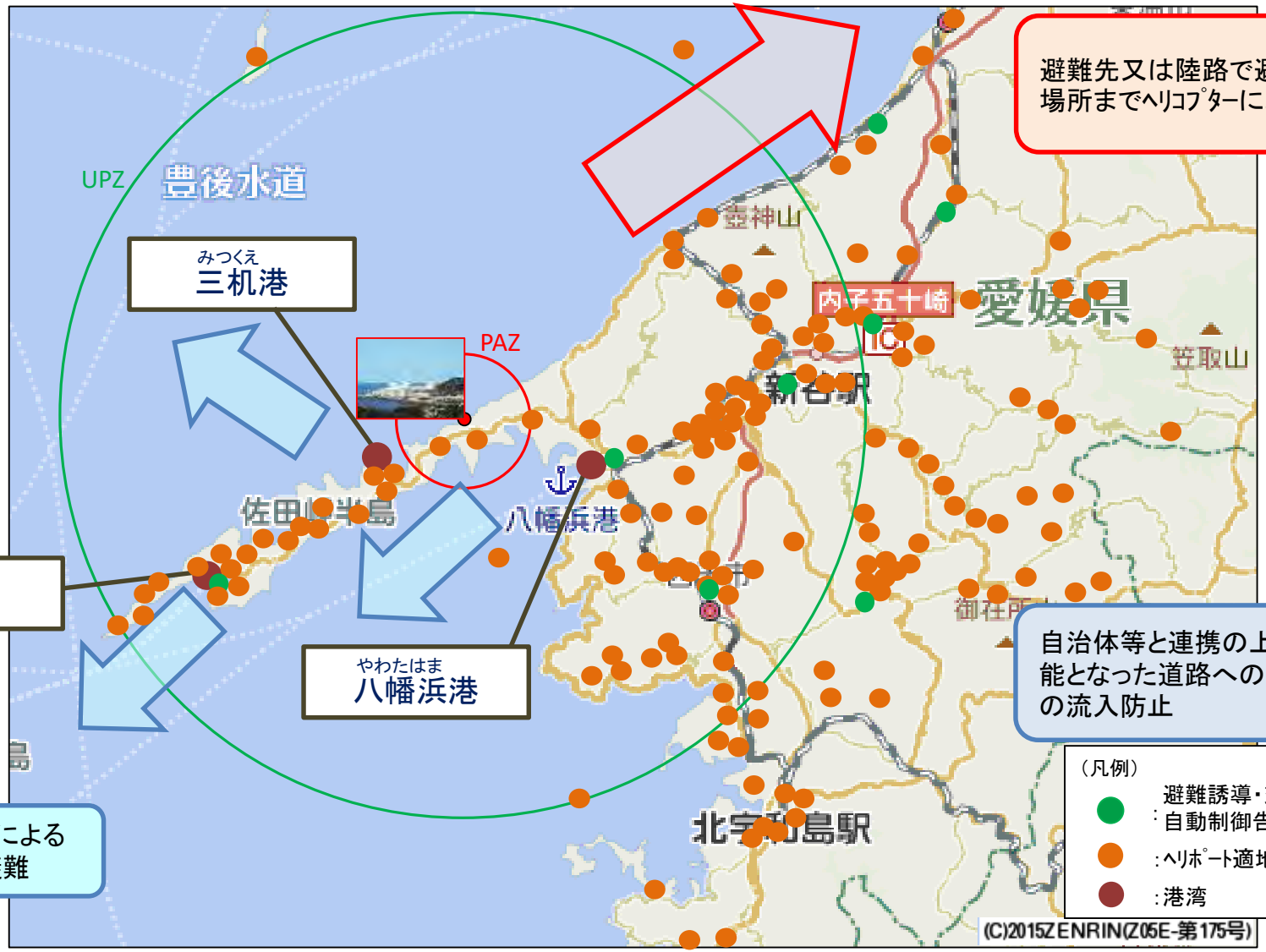

自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 愛媛県、山口県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

✓現地派遣要員の輸送車両の先導
✓避難住民の誘導・交通規制
✓避難指示の伝達
✓避難指示区域への立ち入り制限等

消防組織

✓避難行動要支援者の搬送の支援
✓傷病者の搬送
✓避難指示の伝達

海上保安庁

✓巡視船艇による住民避難の支援
✓緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ支援
✓漁船等への避難指示の伝達
✓海上における警戒活動

防衛省

✓緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ支援
✓被害状況の把握
✓避難の援助
✓人員及び物資の緊急輸送
✓緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
✓人命救助のための通行不能道路の啓開作業